

私立幼稚園就園奨励費のお知らせ

魚津市教育委員会では、子育て支援の推進と幼稚園教育の一層の普及を図るため、私立幼稚園にお子さんを通園させておられるご家庭で、一定の所得の範囲内の階層を対象として、保育料の一部を援助する就園奨励事業を行っております。

1. 対象となる範囲

- (1) 魚津市内に住んでいて、私立幼稚園にお子さんを通園させておられるご家庭
(※子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園・認定こども園は対象となりません。)
- (2) 就園奨励費は、下表の市民税課税区分等によって認定されます。

2. 援助を受けることができる金額

区 分	奨励費の限度額	提出添付書類
①生活保護の規定による保護を受けている世帯	年額 80,000円	(1)対象園児の健康保険証の写し (2)福祉事務所長の証明書
②当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯		(1)対象園児の健康保険証の写し (2)市民税非課税証明書
③当該年度に納付すべき市民税所得割が非課税となる世帯	年額 70,000円	(1)対象園児の健康保険証の写し 被扶養者がわかるように写してください。
④当該年度に納付すべき市民税所得割額が別表第2に規定する額以下となる世帯（裏面参照）	年額 60,000円	(2)市民税所得割額がわかる次のいずれか ①平成30年度市民税・県民税特別徴収税額通知書(写) ②確定申告された方 平成30年度市民税・県民税額通知書(写)
⑤当該年度に納付すべき市民税所得割額が別表第3に規定する額以下となる世帯（裏面参照）	年額 50,000円	①、②を紛失された場合や手元にない場合は、所得課税証明書を提出してください。

注：市民税所得割額は世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、これらの所得割課税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定による住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額）の合計とします。

3. 申請の手続き

- (1) 申請書に必要事項を記入し、園長の在園確認印をもらい、魚津市教育委員会こども課（魚津市役所本庁1階⑩番窓口）へ提出してください。（申請用紙はこども課窓口に用意してあります。また、魚津市子育て応援サイトからもダウンロードできます。）
- (2) 提出添付書類について
 - ・所得課税証明書及び非課税証明書は魚津市役所税務課（⑯番窓口）で発行しています。
 - ※平成30年1月1日現在、魚津市に住民登録がなかった場合は、転入前の市町村税務担当課で交付を受けてください。
 - ※ 同じ世帯で収入を得ている人が2人以上いる場合は、全員の証明書類が必要です。
（配偶者控除をつけている場合は、配偶者の証明書は不要です。）
 - ※ 同じ世帯で複数の園児がいる場合は、人数分の申請書を提出してください。

4. 申請の受付

- (1) 受付期間 平成30年7月2日（月）～平成30年7月13日（金）
平日 午前8時30分～午後5時15分まで
- (2) 受付場所 魚津市教育委員会こども課保育係（魚津市釈迦堂一丁目10番1号）
（魚津市役所 本庁1階 ⑩番窓口）
- (3) 問合せ先 魚津市教育委員会こども課保育係（TEL 0765-23-1079）

別表第2 (第3条関係)

		16歳未満の扶養親族の人数					以降1人につき 21,300円 を加算
		1人	2人	3人	4人	5人	
16歳以上19歳 未満の 扶養親 族の人 数	0人	55,800 円	77,100 円	98,400 円	119,700円	141,000円	
	1人	66,900 円	88,200 円	109,500円	130,800円	152,100円	
	2人	78,000 円	99,300 円	120,600円	141,900円	163,200円	
	以降1人 につき 11,100円 を加算						

別表第3 (第3条関係)

		16歳未満の扶養親族の人数					以降1人につき 19,800円 を加算
		1人	2人	3人	4人	5人	
16歳以上19歳 未満の 扶養親 族の人 数	0人	130,000円	149,800円	169,600円	189,400円	209,200円	
	1人	137,200円	157,000円	176,800円	196,600円	216,400円	
	2人	144,400円	164,200円	184,000円	203,800円	223,600円	
	以降1人 につき 7,200円 を加算						